

「佐久地域の高校の将来像を考える地域の協議会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 長野県教育委員会（以下「県教委」という。）が策定した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」に基づき、佐久地域の将来を見据えた高校の学びのあり方について県教委に意見及び提案を行うことを目的として、佐久地域の高校の将来像を考える地域の協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村長
- (2) 産業界の代表
- (3) その他地域の実情に応じた者

（任期）

第3条 委員の任期は、協議会の目的を終えるまでとする。ただし、委員が就任時の役職を離れたときは、後任者が残任期間を務めるものとする。

（座長）

第4条 協議会に座長を置き、委員が互選する。

- 2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、座長の判断により、一部を非公開とすることができる。

（報酬等）

第6条 委員は、無報酬とする。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、県教委及び佐久市の共同事務局とし、事務の役割分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 県教委 資料の収集・作成、意見のとりまとめ等の協議会の運営に関する事務
- (2) 佐久市 委員の日程調整、会議会場の設営等の協議会の運営支援に関する事務

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。